



公共高第 331 号
平成 10 年 2 月 17 日

各 所 属 長 様

公立学校共済組合高知支部長

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（通知）

このことについて、平成 10 年 1 月 29 日付け公本保第 110 の 3 号で公立学校共済組合理事長から、別添のとおり通知がありましたので、職員への周知等よろしくお願いします。
なお、今回の改正の要点は、下記のとおりです。

記

公立学校共済組合の行う、高額医療貸付けを除く各貸付金の利率（以下単に「貸付利率」という。）については、大蔵省資金運用部預託金利率（以下単に「預託金利率」という。）が年 5.25% を下回っている期間について、段階的に貸付利率を変動させる特例利率を適用してきたところです。しかし、昨今の預託金利率の低下は著しく、現状の変動幅では、昨今の金融情勢に十分対応できない事態となっています。このため、平成 10 年 4 月 1 日から、預託金利率が「年 2.75% 以下」の期間についての貸付利率を設定するよう貸付規程が改正されました。

また、貸付金借用証書についても若干の改正が行われていますので、修正した様式を 3 月上旬に送付することとしますので、よろしくお願いします。

（ 年 利 ）

預託金利率 貸付種別	特 例 利 率					
	4.75%超 5.25%以下	4.25%超 4.75%以下	3.75%超 4.25%以下	3.25%超 3.75%以下	2.75%超 3.25%以下	2.75%以下
一般・住宅・教育 医療・結婚・葬祭 貸付け	5.26%	4.76%	4.26%	3.76%	3.26%	2.76%
住宅災害貸付け 災害貸付け	4.38%	3.97%	3.55%	3.13%	2.72%	2.30%
介護構造部分に 係る貸付け	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	2.50%
激甚災害による 住宅災害貸付け	3.00%	2.97%	2.55%	2.13%	1.72%	1.72%

※ 平成 10 年 2 月現在は、「2.75%超 3.25%以下」の特例利率が適用されています。

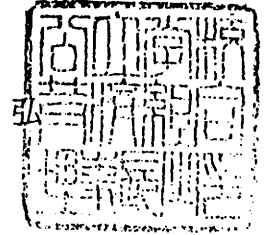
公本保第110の3号

平成10年1月29日

公立学校共済組合各支部長 殿

公立学校共済組合

理事長 野 崎



公立学校共済組合貸付規程の一部改正及び当該改正
に伴う事務取扱いについて（通知）

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程を、別紙1のとおり改正し、当該改正に伴う事務取扱いを別紙2のとおり定めたので通知します。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正

公立学校共済組合貸付規程（昭和三十八年三月一日制定）の一部を次のように改正する。

平成十年一月二十九日

公立学校共済組合理事長

野崎 弘

第十六条第三項中「及び勤勉手当」を「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。
第二十条中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。
附則別表（附則第八項関係）中

年三・二五%以下	月〇・二七一六%	月〇・二二六六%	月〇・二五〇〇%	月〇・一四三三%
----------	----------	----------	----------	----------

を

年二・七五%を超え 年三・二五%以下	月〇・二七一六%	月〇・二二六六%	月〇・二五〇〇%	月〇・一四三三%
年二・七五%以下	月〇・二三〇〇%	月〇・一九一六%	月〇・二〇八三%	月〇・一四三三%

に

改める。

別紙様式第三号（一）、別紙様式第三号（三）及び別紙様式第三号（四）中「及び勤勉手当」を「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。

附 則

- 1 この改正は、平成十年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の附則第八項の規定は、実施日前に貸し付けたものに係る実施日以後の償還期限の日における利息についても適用し、実施日前の償還期限の日における利息については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

公立学校共済組合口貸付規程一部改正新旧対照表

改正後

改正前

(償還)

第十六条

(第一項及び第二項 略)

3 借受人で貸付金の額が百万円以上である者は、毎月償還のほか、貸付金の交付を受けた日の属する月後、最初に到来する六月又は十二月の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当(以下「ボーナス」という。)の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することができる。

(第四項から第一〇項まで 略)

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

第二十条 支部長は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)に基づく共済組合から法第百十二条第一項第四号又は国家公務員共済組合法第九十八条第五号の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、第四条及び第七条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。

(償還)

第十六条

(第一項及び第二項 略)

3 借受人で貸付金の額が百万円以上である者は、毎月償還のほか、貸付金の交付を受けた日の属する月後、最初に到来する六月又は十二月の期末手当及び勤勉手当(以下「ボーナス」という。)の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することができる。

(第四項から第一〇項まで 略)

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

第二十条 支部長は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)に基づく共済組合から法第百十二条第一項第四号又は国家公務員等共済組合法第九十八条第五号の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、第四条及び第七条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。

改 正 後

附則別表（附則第八項関係）

資金運用部預託金利率	一般・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付に係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸付に係る貸付金の利率	介護構造部分の額に係る貸付金の利率	指定期間中の激甚災害による住宅災害貸付に係る貸付金の利率
年四・七五%を超え	月〇・四三八三%	月〇・三六五〇%	月〇・四一六六%	
年五・二五%以下				
年四・二五%を超え	月〇・三九六六%	月〇・三三〇八%	月〇・三七五〇%	月〇・二四七五%
年四・七五%以下				
年三・七五%を超え	月〇・三五五〇%	月〇・二九五八%	月〇・三三三三%	月〇・二一二五%
年四・二五%以下				
年三・二五%を超え	月〇・三一三三%	月〇・二六〇八%	月〇・二九一六%	月〇・一七七五%
年三・七五%以下				
年二・七五%を超え	月〇・二七一六%	月〇・二二六六%	月〇・二五〇〇%	月〇・一四三三%
年三・二五%以下				
年二・七五%以下	月〇・二三〇〇%	月〇・一九一六%	月〇・二〇八三%	月〇・一四三三%

（注）住宅貸付け及び住宅災害貸付に係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

附則別表（附則第八項関係）

資金運用部預託金利率	一般・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付に係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸付に係る貸付金の利率	介護構造部分の額に係る貸付金の利率	指定期間中の激甚災害による住宅災害貸付に係る貸付金の利率
年四・七五%を超え	月〇・四三八三%	月〇・三六五〇%	月〇・四一六六%	
年五・二五%以下				
年四・二五%を超え	月〇・三九六六%	月〇・三三〇八%	月〇・三七五〇%	月〇・二四七五%
年四・七五%以下				
年三・七五%を超え	月〇・三五五〇%	月〇・二九五八%	月〇・三三三三%	月〇・二一二五%
年四・二五%以下				
年三・二五%を超え	月〇・三一三三%	月〇・二六〇八%	月〇・二九一六%	月〇・一七七五%
年三・七五%以下				
年三・二五%以下	月〇・二七一六%	月〇・二二六六%	月〇・二五〇〇%	月〇・一四三三%

（注）住宅貸付け及び住宅災害貸付に係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正要綱

一 高額医療貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率の特例に関する事項（附則第八項関係）

附則別表に、資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）第一条第六号に掲げる利率（以下「資金運用部預託金利率」という。）が年二・七五パーセント以下である間における、高額医療貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率を新たに設定し、同表を次のように改めることとしたこと。

資金運用部預託金利率	一般・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付けに係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸付けに係る貸付金の利率	介護構造部分の額に係る貸付金の利率	指定期間中の激甚災害による住宅災害貸付けに係る貸付金の利率
年四・七五%を超え	月〇・四三八三% (年五・二六%)	月〇・三六五〇% (年四・三八%)	月〇・四一六六% (年五・〇〇%)	月〇・二四七五% (年二・九七%)
年五・二五%以下	月〇・三九六六% (年四・七六%)	月〇・三三〇八% (年三・九七%)	月〇・三七五〇% (年四・五〇%)	
年四・二五%を超え	月〇・三五五〇% (年四・二六%)	月〇・二九五八% (年三・五五%)	月〇・三三三三% (年四・〇〇%)	
年三・七五%を超え	月〇・三一三三% (年三・七六%)	月〇・二六〇八% (年三・一三%)	月〇・二九一六% (年三・五〇%)	
年三・二五%を超え	月〇・二七一六% (年三・二六%)	月〇・二二六六% (年二・七二%)	月〇・二五〇〇% (年三・〇〇%)	
年二・七五%以下	月〇・二三〇〇% (年二・七六%)	月〇・一九一六% (年二・三〇%)	月〇・二〇八三% (年二・五〇%)	月〇・一四三三% (年一・七二%)

（注）住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

二 既貸付けの未償還元金に係る利率の特例の適用に関する事項（改正附則第二項関係）

実施日前に貸し付けたものに係る実施日以後の利息についても、新たに加えられた利率の特例を適用することとしたこと。

三 その他

その他所要の改正を行うこととしたこと。

四 実施時期（改正附則第一項関係）

この改正は、平成十年四月一日から実施することとしたこと。

別 紙 2

高額医療貸付け以外の貸付けに係る貸付利率の特例の改正等 に伴う事務取扱いについて

「公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）」の一部改正（平成10年1月29日改正）に伴う事務処理については、次のとおり取り扱うものとする。また、本取扱いに記載のない事項については、平成7年8月29日付け公本福第210の32号別紙3中5から7まで及び9から14までの取扱いに準ずるものとする。

1 対象となる貸付種別

対象となる貸付種別は、一般貸付け、住宅貸付け、教育貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、住宅災害貸付け、災害貸付け及び介護構造部分に係る貸付け（以下「高額医療貸付け以外の貸付け」という。）とする。

2 対象期間

平成10年4月1日（以下「実施日」という。）から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間とする。

3 特例利率

（1）前記2の対象期間における特例の貸付利率は、別表に掲げる前々月の末日における資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和62年政令第32号）第1条第6号に掲げる利率（以下「預託金利率」という。）の区分に応じた利率（以下「特例利率」という。）とし、計算上は月利を基準とする。

なお、平成10年4月及び5月の特例利率は、それぞれ同年2月及び3月の末日における預託金利率に基づく利率とする。

（2）特例利率の適用される期間において預託金利率が改定されたことに伴い、預託金利率の区分に変動が生じた場合は、当該預託金利率が改定された日の属する月の翌々月の初日（以下「改定日」という。）から変動後の区分による特例利率（以下「改定後の特例利率」という。）を適用する。

4 適用対象

平成10年4月以降の特例利率は、次の①及び②の貸付けについて適用する。

① 実施日以降に貸し付ける高額医療貸付け以外の貸付け

② 実施日の前日において未償還元金を有する高額医療貸付け以外の貸付け（実施日前に即時償還の事由に該当した者（実施日に組合員資格を喪失した者を含む。）を除く。）

なお、改定後の特例利率の適用については、上記①及び②の「実施日」を「改定日」と読み替えるものとする。

5 特例利率に係る賦金率表

新たに設定された特例利率に係る毎月償還及びボーナス償還の賦金率表は、おって送付することとする。

6 その他

実施日において現に存する改正前の規程による別紙様式第3号(1)、別紙様式第3号(3)及び別紙様式第3号(4)は、当分の間、これを補正して使用することができるものとする。

別表

(年利)

預託金利率 貸付種別	特 例 利 率					
	4.75%超 5.25%以下	4.25%超 4.75%以下	3.75%超 4.25%以下	3.25%超 3.75%以下	2.75%超 3.25%以下	2.75%以下
一般・住宅・教育・医療・ 結婚・葬祭貸付け	5.26%	4.76%	4.26%	3.76%	3.26%	2.76%
住宅災害・災害 貸付け	4.38%	3.97%	3.55%	3.13%	2.72%	2.30%
介護構造部分に 係る貸付け	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	2.50%
地震災害による住宅災害貸付け (指定期間)	—	2.97%	2.55%	2.13%	1.72%	1.72%

は新利率